

## 農業経営基盤強化促進基本構想の変更ポイント

改正法（令和5年4月1日施行）により、基本構想に追記されることとなった項目は、下記の2点である。

### 1 農業を担う者の確保及び育成に関する事項（法第6条第2項第4号）

農業を担う者の確保及び育成の考え方、就農等希望者の受入体制の確保、市町村内の関係機関との役割・連携の考え方、市町村が主体的に行う就農等促進のための取組、就農等希望者の受入れから定着に向けたサポートの考え方・取組について。

### 2 第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項（法第6条第2項第6号イ）

協議の場の設置の方法として、協議の場の開催時期、開催に係る情報提供の方法参加者、協議すべき事項など。

### 3 その他の主な変更内容について

- ① 前回改正（平成26年9月）以降の農政の方向性や情勢変化を踏まえ時点修正  
国及び県の農業施策を反映  
国基本要綱や県基本方針に沿った内容変更等
- ② 法改正に伴う内容削除  
農地利用集積円滑化事業に関する事項

この基本構想で定める内容は、大きく分けて下記のとおりである。

#### ① 農業経営基盤の強化促進に関する目標

農業従事者が、他産業並みの年間労働時間や年間所得を確保できるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、このような農業経営が三浦市の農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標としています。（主たる農業従事者1人当たり500万）  
また、認定農業者の認定に関することを定めております。

#### ② 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

農業経営の指標については、神奈川県が定めている基本方針を参考に市内で行っている営農の作付け等の優良事例を参考にしつつ三浦市における主要な営農類型を示している。

#### ③ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項（新規）

新規参入の現状を踏まえ、農業を担う者の確保及び育成の考え方、就農等希望者の受入体制に関する目標及び市町村内の関係機関との役割・連携の考え方、市町村が主体的に行う就農等促進のための取組、就農等希望者の受入れから定着に向けたサポートの取組や考え方に

ついて。

④ **農業を担う者の確保及び育成に関する事項（新規）**

農業が職業として若者に選択され、将来農業を担う者として育成する取組の構築、また、今後も本市農業を維持発展するためには、幅広い人材の確保・育成にも取組が必要であり、関係機関の役割分担を明確にして地域全体で支援する体制を整備する。

⑤ **効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項**

このことにつきましては、市内の農用地の利用の目標を定めております。  
具体的には農用地の利用に占める面積のシェア（集積率）70～75%を目標とする。

⑥ **農業経営基盤強化促進事業に関する事項**

大きく8つ事業で構成されており、

- 1、**利用権設定等促進事業**についてですが、農地の貸し借り等に関する事項を定めております。
- 2、**農用地利用改善事業の実施を促進する事業**についてですが、農用地利用改善団体が行う事業について定めております。
- 3、**協議の場の設置方法**について、関係機関・団体など幅広く参画を図り協議の場を設置するエリア（区域）の調整を行う。
- 4、**地域計画の策定**についてですが、地域計画を策定する区域の検討及び進捗管理については、適切に管理に努める。（地域計画の策定期限は令和7年3月末）
- 5、**農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施を促進に関する事項**については、農協その他の団体に対する農作業の委託。
- 6、**農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項**については、将来、経営を担う人材の育成するためには、環境整備（給料、休暇、ヘルパー制度の導入など）を行うとともに地域に定着し活躍するための支援体制の整備。
- 7、**農地中間管理機構が行う特例事業に関する事業**について、神奈川県農業公社の特例事業の活用を図るほか関係機関と連携し農地流動化のための取組を実施。
- 8、**その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項**について、1から7の事項・事業及び基盤整備や地域の農業振興に関する施策を実施するにあたり、農業経営基盤強化促進法の推進に資することにならぬよう配慮して取組む。